

生環第 1752 号  
平成24年1月17日

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

大分県知事 広瀬 勝貞

大分共同発電所3号機増設計画に伴う環境影響評価準備書に対する  
意見について

環境影響評価法第20条第1項の意見について、電気事業法第46条の13の規定により下記のとおり提出しますので、事業者の指導をお願いします。

記

## 1 全般的事項

(1) 今回の事業計画は、大分共同火力株式会社が発電設備を増設し、新日本製鐵株式會社大分製鐵所において増加する副生ガスを有効活用する計画である。

しかしながら、対象事業実施区域周辺には、鉄鋼、電力等を中心とする大気汚染物質等の発生源が集中していることから、事業の実施に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、実行可能なより良い技術の導入に努めながら、大気汚染物質、水質汚濁物質や温室効果ガスの排出量の削減など、事業実施に伴う環境への負荷の一層の低減に努めること。

(2) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、環境保全の観点から、事業の必要性について事業の背景や経緯も含めて、より詳細に記載するとともに、大分県環境影響評価技術審査会委員の意見も踏まえ、必要に応じて環境保全措置等に関する記述の見直しを行うこと。

## 2 個別的事項

### (1) 動物

対象事業実施区域及びその周辺で生息が確認されているハヤブサについては、詳細調査の結果から、今後、対象事業実施区域周辺で繁殖する可能性があり、この場合、ハヤブサのハンティング行動等の範囲が本調査と異なり、対象事業実施区域に及ぶ可能性がある。このため、建設機械の稼働において、環境保全措置の不確実性がないとは言いきれないことから、専門家の指導・助言を得たうえで、事後調査の必要性について検討すること。

### (2) 環境監視

評価書に記載する環境監視計画に基づいて実施する環境監視の結果については、定期的に大分県へ報告すること。